

学校における体育活動での事故防止対策推進事業委託要項

平成 29 年 3 月 8 日
スポーツ庁次長決定

1. 趣旨

学校における体育活動は、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するための基礎となるものであり、体力向上、健康増進、競争心や協調、他を尊重する精神の涵養、人間関係の形成など様々な面で意義、効果を有する。

一方で、毎年報告される死亡等の重大事故の発生など様々な課題も抱えており、効果的な体育活動の実現に向け早急に取り組むが必要である。

このため、体育活動中の事故防止などの様々な課題に対応し、安全でより効果的な体育活動を実施するための取組を推進する。

2. 委託事業の内容

全国的な体育活動中における事故防止の意識啓発、関係の取組の充実を図ることを目的として、近年発生した全国的な重大な事故事例（死亡、重篤な障害が残るもの、数多く発生している事故等）の発生の背景や要因、再発防止のために共通的に留意すべき点や方策について、医療関係者、大学、スポーツ関係者等と連携して把握・分析を行う。

全国的な事故事例、事故防止に関する最新の知見の成果等を教育委員会、学校、大学、スポーツ関係団体等の関係者が情報共有し、各自に必要な取組や相互連携等について研究協議等を行う協議会を全国各地で開催する。

3. 事業の委託先

テーマに係る取組実績を有し、調査研究機能を持つ法人格を有する団体（大学、独立行政法人、民間研究機関等）

4. 委託期間

委託を受けた日から同年度の事業が終了する日までとする。（ただし年度をまたぐことはできない。）

5. 委託手続

- (1) 委託先が事業の委託を受けようとするときは、公募要領に定める企画提案書等をスポーツ庁に提出すること。
- (2) スポーツ庁は、選定の結果、契約予定者となった者と上記により提出された企画提案書等の内容を基に契約条件を調整するものとする。

(3) 契約予定者が事業の委託を受けようとするときは、事業計画書に必要書類を添付し、文部科学省に提出すること。

契約金額については、事業計画書の内容を勘案して決定するものとするので、契約予定者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

6. 委託経費

(1) スポーツ庁は、事業の規模・内容等を勘案し、予算の範囲内で業務に要する経費（諸謝金、旅費、借料及び損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、賃金、保険料、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額、再委託費、一般管理費）を委託費として支出する。

なお、支出できる経費は、契約期間内に使用した対象経費に限る。

(2) スポーツ庁は、委託先が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全体または一部について返還を命じることができる。

7. 事業完了の報告等

(1) 委託先は、事業が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、委託事業完了（廃止・中止）報告書及び委託経費決算書を作成し、終了した日から10日を経過した日、または3月末日のいずれか早い日までに、支出を証する書類の写しとともにスポーツ庁に提出しなければならない。

(2) 本事業の実施に伴い作成した成果物（事業概要・説明資料、冊子、パンフレット及び指導参考資料等）を、事業完了（廃止・中止）報告書に添えて提出すること（紙媒体及び電子媒体）。

8. 委託費の額の確定

(1) スポーツ庁は、上記7により提出された委託事業完了（廃止・中止）報告書及び委託経費決算書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先へ通知するものとする。

(2) 上記(1)の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9. その他

(1) 委託先は、実証研究を行うに当たって、学習段階や個人差を踏まえて段階的な指導を行うなど、児童生徒の安全の確保に十分留意すると

ともに、効率的な実施に努めること。

- (2) 委託先は、事業の実施に当たり実際に教員や子供とともに指導等を行う場合は傷害保険等に参加し、安全確保に万全を期すこと。
- (3) 委託先は、研究テーマに沿った評価指標を設定するように努めること。
- (4) スポーツ庁は、委託先における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (5) スポーツ庁は、委託業務の実施に当たり、指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (6) スポーツ庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経費処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (7) 委託先は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (8) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。